

平成28年 第1回定例会 予算特別委員会質疑（平成28年3月17日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山敬太です。

それでは、通告に従いまして、質疑のほうに入らせていただきますが、お尋ねする項目が多いことから、簡潔、明瞭な御答弁をよろしく願いいたします。

なお、大項目5の消防費について、中項目の2番目の消防団研修業務経費につきましては、レクチャーにおいて内容を理解しておりますため、質疑を割愛させていただきます。

それでは、大項目の1番目、歳入の11款1項1目地方交付税の算定について、トップランナー方式の導入による影響についてを伺います。

当市の新年度予算では、地方交付税の歳入額を前年度比較で2億3,000万円の減と見込んでいるところでありますが、昨年度、国は、地方行財政改革の一環として、地方交付税の基準財政需要額の算定に当たり、単位費用に計上されるべき全ての業務について、トップランナー方式を取り入れることを公表しております。これは、歳出効率化に向けた行政改革を進めている自治体をモデルとして、算定に反映させるということでもあります。

お尋ねしたいことの1点目としましては、このトップランナー方式の採用が、地方交付税の配分に、今後、どのような影響をもたらすものなのか、具体的内容

について理解に乏しい点がございましたため、まずは、その概要についてお示しいただきたいと思っております。

◎牧野総務部長 このトップランナー方式の概要であります。いわゆるトップランナー方式というもので、この内容といたしましては、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映し、そして、自治体全体の行財政改革への取り組みを進める効果を狙ったものであります。

具体的には、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に計上する基準を、これまでは、民間委託等の実施の有無にかかわらず、全国一律で、直営により行う場合の費用で、費用の算定が行われておりましたが、平成28年度以降につきましては、段階的に、民間委託や指定管理者制度により行う場合の費用へ引き下げされます。このため、基準財政需要額が減額となりますので、この需要額の影響のみでいいますと、当然、地方交付税の算定額も減額となります。

この内容につきまして、対象となる業務は23業務がありまして、そのうちの16業務につきましては、平成28年度の算定から適用されます。

なお、地方公共団体の影響等を考慮しまして、おおむね3年から5年程度をかけて、段階的にその反映を行うこととされているところであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

今、お話のありました23業務のうちの16業務については、今年度から評価に着手するという御答弁かと思えます。

それで、内容を見ますと、この16業務の中を見ますと、本庁舎の清掃や夜間警備、あるいは一般ごみ収集、学校給食の調理や運搬など、当市では、既に外部委託を導入しているものが、多数、散見されるわけですけれども、今年度の算定項目の16事業のうち、既に千歳市が対応済みのものとしては何事業あるのでしょうか。

◎牧野総務部長 16業務のうち、本市が既に行っているものは、小中学校の学校用務業務、道路維持補修、清掃費、本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、案内受け付け、電話交換、公用車の運転、一般ごみ収集、学校給食、これは調理と運搬であります。それと、体育館管理、競技場管理、プール管理、そして公園管理の14業務で、こちらにつきましては、業務委託、指定管理者制度の導入により対応済みと判断しております。

そのほか、2つの業務がありますが、まず、人事、給与等の庶務事務の集約化につきましては、これは、給与、財務会計などの分野において、現在、システム化を行っておりますので、対応済みとなっております。

もう1点の情報システムの運用のクラウド化につきましては、今後、基幹シス

テムの更新に合わせ、システムをクラウド化するための準備を進めておりますことから、16業務のうち15業務につきましては、国の定める基準を満たしているものと判断しているところであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

今、16業務中、既に14業務は対応されているというようなお答えでございましたけども、もともとは地方交付税の依存を抑えるという目的で、三位一体の改革というのが進められてきたというふうに認識しております。

今になって、実際、各自治体が自由裁量で使える交付税自体の計算の仕組みを変えらるというのは、一方では、地方創生を盛んに促しておきながら、千歳市もそうだと思いますけれども、歳出削減に真面目に取り組んでいる地方自治体を裏切る行為じゃないのかと、国の制度設計に明らかな矛盾を生じていると感ずるところであります。

それで、公会計では、原則的に単年度会計主義をとっているとはいいまして、現実には、多くの自治体が基金の積み立て、あるいは地方債の発行などで財源調整を行っているわけです。いきなり、交付税の算定根拠を変えられるとなりますと、将来的な資金調達計画にも、少なからず影響があるのではないかと感ずるところです。

そこで、3点目として、予算のやりくりや自治体間における公平性の観点で、先ほど、3年から5年くらいは影響が出ないようにさせるか、あるいは、人口規模の小さい自治体については、それなりの考慮をしますというようなことがあるわけですが、そういう観点から、当市では、このトップランナーの導入について、どのように評価をされているのか、お伺いをいたします。

◎牧野総務部長 この方式に対する当市の考え方でありますけれども、3つの観点から御答弁申し上げます。

まず、財源確保につきましては、この方式が導入されることに伴い、平成28年度から対象となる16業務につきましては、基準財政需要額が減少となります。ほかの算定項目が財源でないと仮定した場合は、交付される地方交付税は減になると推測しているところであります。

ただ、実際の算定におきましては、人口や世帯数、道路の延長、公園面積等、単位費用、補正係数、それと補正係数の見直しなども通常はされますので、実際の基準交付額がどのようになるのかと。あわせて、歳入の項目、市民税や交付金等の基準財政収入額の増減なども影響されますから、平成28年度の実際の影響額を推定することは、現段階では困難と考えております。

それで、単位費用が引き下げられるということで、交付税額へのマイナスの影響でありますので、今後につきましても、行政改革の取り組みを進め、最小限の

経費で最大の効果を発揮できるよう、予算編成時における査定、また、行革の推進を進めるとともに、歳入におきましては、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目、予算の流動性の観点から御答弁いたしますが、地方交付税は、使い道が指定されていない一般財源ということで、どのような費用にも充当することができます。その交付額が減少することにより、一般財源が減になることにより、財政の硬直化が進む要因の一つとなります。

この一般財源の額の確保につきましては、財政標準化計画で定めた目標値を遵守することで、事業に必要な一般財源や予算の流動性を確保した中で、今後も、多様で安定的な市民サービスを継続して提供できるものと考えております。

3点目、公平性の観点であります。地方交付税の制度的な趣旨といたしましては、自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持できるように、財源を保障する見地から交付されているものであります。

このたびのトップランナー方式の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたが、16項目中の15項目で、本市が既に行っている行政改革への取り組みを全国的な標準とするとの考えでありますので、既にその取り組みを進めている本市におきましては、その影響は限定的なものと考えております。

ただ、民間委託や指定管理者制度の導入による経費の削減効果につきまして

は、地域間により大きく異なりますことから、国は、それぞれの地域の実情に十分に配慮するなど、不均衡が生じることのないよう、その算定方法については慎重に検討を進めていただきたいと考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。詳しい御説明をありがとうございました。

次に、今回、基準財政収入額算定に用いる住民税などの徴収率についても、この上位3分の1の地方自治体の徴収率を標準として用いますという改定が組まれているのですが、こちらの影響については、どのように捉えているのでしょうか。

◎牧野総務部長 基準財政収入額の徴収率の見直しにつきましては、国の資料によりますと、現行の算定基準では、個人市民税の均等割、所得割の徴収率は98.0%となっておりますが、見直し後の徴収率につきましては、平成28年度につきましては98.1%、そして、32年度の98.6%に段階的な引き上げを行うこととされております。

現在、当市の徴収率につきましては、平成26年度の決算値で99.1%となっております。最終的な引き上げ後の32年度と比較いたしましても0.5ポイント高い結果となっておりますので、今後も継続し、さまざまな収納対策を行うことで、さらなる収納率の向上に努めてまいります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

自主財源をふやせば、当然、地方交付税は減るわけですがけれども、今回のように、歳出削減に取り組んでも、トップランナー方式を導入されることで、地方交付税がまた減ると。どっちに転んでも、結局、交付税が減るといような理屈にしかならないという今回の改定なのかなというふうに思います。

それで、本来、一生懸命に歳出削減に取り組んだ自治体に恩恵があって、達成できない自治体にペナルティーがあるよというようなことであればわかるわけですがけれども、そうでなければ、競争心も向上心も生まれてこないのではないかと。当然、自主的に運用できる財源が減ってきますと、地方創生の動きも、とまらざるを得ないわけで、今回のように、地方自治の独自性をゆがめるようなやり方に対しては、やはり、私どもも含めて、しっかりと声を上げていかなければならないのかなと感じたところであります。

市のほうでも、今後につきましては、この辺、しっかりと取り組んでいただければというふうに感じます。

それでは、続きまして、大項目の2番目に移ります。歳入の17款2項1目不動産売却収入の中から、市有地の売却についてを伺います。

まず、予算書87ページにあります土地売却収入の欄に記載されました、北栄

2丁目以降の市有地4カ所の概要についてお示しをいただきたいと思います。

◎牧野総務部長 来年度予算に計上しております売却する市有地4カ所ではありますが、まず、北栄2丁目につきましては、中央大通に面し、北栄緑地公園に隣接する旧北栄教職員住宅地であり、面積は7,247.81平方メートルとなっております。

真々地2丁目につきましては、北海道千歳高等支援学校に隣接する市営住宅真町団地跡地、それと旧医師住宅地でありまして、面積は2,944.37平方メートルとなっております。

富丘2丁目につきましては、南30号通に面し、末広小学校に隣接する養護老人ホーム千寿園跡地でありまして、面積が3,888.5平方メートルとなっております。

新富2丁目につきましては、北新コミュニティセンターに隣接する土地でありまして、面積が386平方メートルとなっております。

いずれの土地につきましても、用途廃止後、未利用財産、普通財産となっているものでありまして、面積につきましては、用地確定や分筆が必要な箇所もありますので、現時点における予定面積となっております。

概要につきましては、以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

次に、当市が所有する未利用地の売り払いを決定するまでのプロセスといえますか、手続について、簡単にお示しをいただきたいと思えます。

◎牧野総務部長 市有地を売り払いするまでの決定の手続であります、公共施設等の用途廃止などで普通財産となった土地につきましては、庁内で低未利用地等に係る庁内検討会議を設置しまして、そこでの検討によりまして、庁内の情報共有を図った上で、市において利用予定がない場合、その土地を持ち続けることは、草刈り等の維持管理費用がかかり続けることとなりますので、市税などの財源確保とともに、民間活用による地域の活性化などを期待して、積極的に売り払いを進めているところであります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、3点目ですが、今回の予算書に計上されております歳入見込み額がそれぞれに載っておりますが、その算定根拠についてお示しをいただきたいと思えます。

◎牧野総務部長 土地の売り払いに当たっての予算上の算定であります、国の相続税における路線価格に土地面積を乗じて算出した額を計上しているところであります。

なお、今回の北栄2丁目と真々地2丁目につきましては、老朽化した建物が建っておりまして、土地の売り払い価格の設定、予算の計上に当たりましては、そ

の建物の除却費用を差し引いた額を計上しているところであります。

なお、実際の売り払いの契約時におきましては、土地の価格及び建物の不動産鑑定評価を行った上で予定価格を決定することとしております。

以上であります。

◆北山委員 次に移ります。

以前、末広の旧いずみ団地供用廃止の際、駅東口に近接する利便性の高い土地ということもあって、民間活力を導入して、にぎわい創出につながる土地利用計画を定めたということで、長い期間、千歳市も内部で検討された上で、結果的に公募による企画提案型の競争入札を行って、現在の形に落ちついたというふう  
に記憶をしております。

一方、今回、用途廃止をして、売却する意向の未利用地につきましても、今、御説明がありましたとおり、中央大通沿いの北栄の教職員住宅跡地ですとか、あるいは、30号通に面した富丘の旧千寿園の跡地ですとか、比較的条件のよい土地が含まれているわけですが、今回も、この土地利用を指定するようなお考えがあるのかないのか、そここのところの御所見をお伺いしたいと思います。

◎牧野総務部長 いずみ団地の跡地につきましては、千歳駅の東口に近接し、中心市街地に位置する利便性の高い貴重な市有地であり、また、この売却に当たっては、高度な土地利用を図っていただきたいというところで、いずみ団地の

売却方法を決定したところであります。

このたびの売り払いに当たりましては、第1番目には、財源確保というところがありまして、土地の利用条件をつけることによって、その最大化に影響されるということで、基本的には、一般競争入札で売り払いを考えているところであります。

ただ、新富2丁目につきましては、若干、売却先に条件をつけることといたしておりまして、定住促進に向けた条件づけを考えているところであります。

以上であります。

◆北山委員 先ほどの御答弁でも、利用見込みのない未利用地については、積極的な売り払いというお言葉があったのですけれども、これは、今後についても同様に、特に土地利用計画というのは立てずに、売り払いを進めるのが原則という解釈でよろしいでしょうか。

◎牧野総務部長 基本的には、地方自治法の考えどおり、財産の売り払いに当たりましては、一般競争入札というところとなっておりますので、今後も、その方法を原則としてまいります。

◆北山委員 ありがとうございます。

続きまして、大項目の3番目に移らせていただきます。歳出の2款1項総務管理費、8目企画費の中から、北海道新幹線建設促進札幌圏期成会連絡業務経費に

ついてお伺いをいたします。

北海道新幹線につきましては、今年26日に、いよいよ新青森―新函館北斗駅間で開業の運びとなります。現在のところ、既に札幌までの延伸が決定をしております。経路につきましても、長万部から倶知安、新小樽を抜ける北回りのルートということで確定をしているところですが、沿線自治体ではない本市が、今も、開業に至る時期になっても、なお当該期成会のほうに加入を続ける目的については何なのか、お示しをいただきたいと思っております。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

北海道新幹線建設促進札幌圏期成会の加入目的でございますけれども、期成会では、北海道新幹線の札幌延伸まで、早期着工と早期開設の促進ということを目指しているところでございます。

本市といたしましても、札幌に延伸されることで、北海道全体の観光振興や地域間交流など、地域活性化に寄与するものと考えておりまして、期成会に昭和53年度から加入しているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 2点目です。

この北海道新幹線建設促進札幌圏期成会の規約の第13条第2項を見ますと、会員の負担金は1口1万円とし、会員は1口以上の負担金を負担するというこ

とになっておりますけれども、当市が負担する6万円は、どういう根拠で導き出されておりますでしょうか。

◎千葉企画部長 期成会に対する負担金についてでありますけれども、期成会の予算につきましては、札幌圏の各自治体を初め、地域の商工会議所の関係団体や民間団体など、208から成る会員の負担金で賄っているところでございます。

負担金につきましては、その役割に応じた応分の負担について、会のほうで話し合いをして決めているところでございます。特に、自治体の負担金につきましては、政令市、一般市、町村という自治体規模に区分されておりまして、本市は、一般市の自治体として、負担金は6万円となっているところであります。

以上であります。

◆北山委員 では、確認ですが、政令市の札幌以外は、市部は全部6万円ということに理解してよろしいですか。

◎千葉企画部長 そのとおりでございます。

◆北山委員 それでは、次の質問です。

北海道新幹線建設促進札幌圏期成会のホームページのほうを見させていただいたのですが、平成24年の夏には、もう、新函館－札幌間の延伸工事の起工式が行われたということで、どうもホームページ自体も、その年の12月以降は、

更新もされていないというような感じが見てとれました。

それで、今現在、この建設促進というところで、この期成会は、どのような活動を行っているのか、内容がわかればお示しをいただきたいと思います。

◎千葉企画部長 期成会における現在の活動についてであります。期成会では、国及び関係機関等に対する要望活動や講演会、道央圏観光戦略研究会、それから道民、それから全国的な普及啓発活動の事業を展開しているところでございます。

一例としてですけれども、具体例といたしましては、平成26年度の普及啓発活動といたしまして、YOSAKOIソーラン大通会場におけるPR活動、それから、北海道建設会館などに開業PR看板を掲げるなど、行っているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 それで、そもそもの事をお尋ねするのですが、これを高速交通機関として捉えますと、今、北海道新幹線が札幌まで延伸してくるということになれば、当然、新千歳空港の乗降客を奪うライバルになるということになるわけですから。

端的に申し上げて、北海道新幹線が札幌まで延伸することによる千歳市のメリットは、何だというふうにお考えでしょうか。

◎千葉企画部長 新幹線の誘致に伴った有効というか、期待でございますが、新幹線が札幌まで延伸された場合に期待される効果といたしまして、所要の時間としては、旅客機による移動では、羽田から新千歳まで約1時間半であり、現在想定されている東京から札幌までの新幹線の所要時間の約5時間と比べますと、時間的には航空機のほうが断然に有利となりますが、陸移動では最速の新幹線が札幌市まで開通することで、2つの高速交通手段が整備されることになりまして、観光やビジネスで来道される方の移動手段として、飛行機と新幹線を使い分けることができるなど、旅行者の多様化するニーズに応える間口が広がることで、航空運輸業や各産業への波及効果を期待しているところでございます。

このようなことから、新幹線の札幌までの延伸は、本市にとっても、地域経済のさまざまな効果が期待されますので、引き続き会員として参加し、他の自治体や地域との連携に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

◆北山委員 わかりました。

続きまして、大項目の4番目、6款1項3目の農業振興費、グリーン・ツーリズム促進事業費についてお伺いをいたします。

グリーン・ツーリズム促進事業費につきましては、昨年度から、臨時職員に関

する経費などが計上されるようになっておりますけれども、このグリーン・ツーリズム連絡協議会補助金につきましては81万2,000円の定額のまま、3年間据え置かれているようであります。事業の方向性としても、今後、拡大する方向なのか、現状維持なのかというところが、ちょっと把握しかねるところなのです。

それで、このグリーン・ツーリズム連絡協議会の担う役割とグリーン・ツーリズム事業の今後の展望について、お伺いをいたします。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会の担う役割と今後の方向性といったことですが、まず、この千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会の組織でございますけれども、千歳市内における修学旅行生の農業体験などの受け入れやグリーン・ツーリズムに係る各種イベントの開催等において、グリーン・ツーリズム事業者間の横の連携を図ることを目的として、平成17年12月に、農業者27名から成る千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会が組織されたものでございまして、現在の会員数は、法人と個人を合わせて40名となっております。

実際に、どのような事業をやっているかといったこともございますけれども、千産千消マップの作成や市内の農村地区をめぐる収穫体験バスツアー、農家のか

あさん手料理パーティー、食育講座、先進地視察研修などの実施、消費者まつりやスカイ・ビア&YOSAKOI祭といったイベントへの出店など、都市と農村交流の地産地消の推進に関する活動を、日々行っているところでございます。

今後のグリーン・ツーリズム事業の方向性といったことではございますが、当市におけるグリーン・ツーリズム事業につきましては、今後の人口減少社会におきまして、農村地域の活性化と交流人口の拡大を図る上では、大変に重要な役割を果たすものと考えております。

そのため、千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会が中心となりまして、教育旅行を初めとした農業体験の受け入れや農産物直売所、農家レストランなど、さまざまな事業を推進しまして、農村地域の活性化を図るとともに、グリーン・ツーリズムを市全体の観光資源の一つとして位置づけまして、さまざまなイベントや会議の場などにおいて、観光事業者や関係機関と連携したPR活動を行い、道内外からの観光客の誘客の拡大を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

◆北山委員 今、部長の御答弁の中で、当初、高校生の修学旅行なんかをもくろんで農業体験というようなところで、この協議会が立ち上がったというような経過の御説明があったのですが、千歳市のグリーン・ツーリズムのポータルサイ

トのほうを拝見しましたところ、幾つかの項目があるのですが、宿泊体験型のファームインというプログラムの欄を見ますと、一切の記載がなくて、空欄になっている状態なのですが、現在、当市では、この宿泊体験型のプログラムというのは、行っていないという理解でよろしいのでしょうか。

◎小田観光スポーツ部長 現在、千歳市グリーン・ツーリズム協議会における宿泊体験学習につきましては、ホームページ上では記載されておられませんけれども、実際は、駒里地区の農家のほうでファームステイなどを行っております。

以上です。

◆北山委員 そのプログラムは、どこを見たら内容がわかるようになっておりますでしょうか。

◎小田観光スポーツ部長 ただいま、申し上げましたとおり、グリーン・ツーリズム協議会のホームページ上では、残念ながら見ることはできませんけれども、グリーン・ツーリズム連絡協議会と提携しております千歳観光連盟のホームページで、教育旅行の御案内といったところから入りますと、グリーン・ツーリズム協議会の会員の方がやられている宿泊体験、ホームステイ、ホームビジットなどにつきましての詳細が記載されているところであります。

この件につきましては、こういったポータルサイトやホームページの見やすさといったことにつきまして、今後、グリーン・ツーリズム連絡協議会の方とよ

く協議してまいりたいと、このように考えているところであります。

◆北山委員 今、部長のほうから御答弁いただきましたけれども、こうやって、せっかく多様なプログラムを用意されていても、訪れる人がわからなければ、機会の損失につながるわけで、グリーン・ツーリズムに限らず、情報につきましては、ただ掲示するという形ではなくて、見る人がたどり着けないと意味がないわけですから、その意味でも、必要な情報は、一目で把握できるようにといった点につきましては、お金をかけなければできないところは、きちんと予算を計上していただいて、生きた情報の活用を考えていただきたいというふうに思います。

次、最後になりますが、大項目の5番目、9款1項消防費、2目消防団運営業務経費についてお伺いをいたします。

先日、東日本大震災から丸5年を迎えまして、被災地では、それぞれに追悼式典が開かれたところであります。未曾有の大災害となったさきの震災では、本年2月10日現在、警察庁のまとめでは、死者が1万5,894人、行方不明者2,562人とのことであります。

その中には、254名の地元消防団員も含まれているということをお忘れではないというふうに、私も考えております。郷土愛と崇高な使命感から、現場の最前線にとどまった団員の勇気に、心から敬意を表するとともに、深く哀悼の誠をささげたいというふうに思います。

先日、あるドキュメンタリー番組で、伊豆大島において、三原山が噴火して全島避難が行われた際、大したことがないということで避難を渋る高齢者を、顔見知りの消防団の若者が説得して、言うことを聞かせて、避難に導いたというエピソードが紹介されておりました。

当市でもそうですが、郡部はともかくとして、消防団員といえば、ふだんは別の仕事を持ちながら、火災や災害が起きたときに、署員らの活動を補佐する役割という程度にしか捉えておらず、日ごろから地域に深く根差しているからこそ、できる使命があることを知りまして、私も認識を改めたところであります。

今年度、当市では、消防団運営業務経費の中に、非常勤特別職報酬として、665万円の予算を計上されておりますけれども、当市の消防団の状況について、幾つかお伺いをさせていただきます。

まず1点目として、消防団員の役割と当市における出動状況についてお伺いをいたします。

◎水森消防長 お答えいたします。

初めに、消防団員の役割ではありますが、消防団員は、地方公務員法及び消防組織法によりその身分が規定され、日常においては、各自が自分の仕事に従事しながら、火災や風水害等の災害が発生した場合には、崇高な使命感をもって、危険なこれらの災害活動に当たるものであります。また、国民保護法に該当するよう

な有事の際には、住民の避難誘導等にも当たることとなっております。

次に、出動状況についてであります。災害出動は、平成25年と平成26年はともに12回で、平成27年については7回となっております。そのほかに、訓練や研修、予防、広報などの活動としまして、毎年、消防団全体で約450回の活動を行っております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

聞くところによりますと、全国的には、少子高齢化ですとか社会経済情勢の変化もありまして、消防団員そのものが減る傾向にあり、地域防災力の維持が懸念されている状況にあるというふうにお聞きをしております。

そこで、当市の消防団員の条例定数と充足状況及び年齢構成については、どのようなになっているのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

◎水森消防長 消防団員の条例定数と充足状況についてであります。現在、当市の消防団員の定数は180名で、実員は174名となっております。その充足率は96.6%となりますが、石狩振興局管内の消防団の中では、最も高い状況であります。

また、年齢構成につきましては、20歳代から60歳までとなっております。特に40歳代が最も多く、全体の3分の1以上を占めております。さらに、消防

団全体の平均年齢は43.4歳で、この平均年齢につきましても、石狩振興局管内の消防団の中で、一番若い年齢となっております。

以上であります。

◆北山委員 本市の条例では、消防団員になれる年齢を18歳以上とし、新入団員の場合は、原則として40歳未満の者とするという規定がございますけれども、平成18年1月20日付の消防庁防災課長名で、消防団員の高齢化と若年層の団員確保の一環として、大学生等の消防団への参加を促すように通知が发出されております。

そこで、お伺いしたいことの3点目でございますが、大学生等の消防団員の加入促進について、本市では、どのような取り組み状況にあるのか、お聞きをしたいと思います。

◎水森消防長 大学生の消防団員の加入促進についてでございますが、本市の消防団員数は、ここ数年、条例定数をほぼ満たしておりましたので、大学生の積極的な加入を行っていないことから、大学生は在籍しておりません。また、現在、大学生と同年代の22歳以下の消防団員につきましても在籍はありません。

しかし、今後、消防団員数が大幅に減少してきている全国的な傾向と同様に、本市におきましても、消防団員が相当数減少した場合には、国が示しております救援物資の搬送や応急救護などの後方支援を主な活動とする機能別消防団員と

して、大学生の加入促進については検討していく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

最後になりますけれども、災害時の出動確認と報酬の支給手続については、どのような形で行われているのか、御教示いただきたいと思っております。

◎水森消防長 災害時の出動確認と報酬の支給についてであります。災害が発生し、消防団員の応援が必要な場合には、携帯電話のメールやサイレン等による招集連絡を行いまして、出動していただいております。

そして、その災害出動とそのほかの活動に関する出動実績を毎月の報告書としまして、各分団長が消防本部へ提出し、それらの出動報酬は、3カ月ごとにまとめて消防団へ支給しております。また、年報酬にあつては、それぞれの消防団員の階級に応じて、年度末に支給を行っております。

以上であります。

◆北山委員 今、るる詳しく御説明をいただきました。当市は、やはり、北海道一の年齢の若い町ということもありまして、今、お聞きしたように、消防団員の平均年齢も若く、現在のところ、団員の確保については、将来を憂う状況にはないというお答えでございました。ただし、郷里、千歳市を愛する心と、今現在進

めております地域防災計画の推進の観点からも、今後とも、切れ目のない防火、防災への心がけを、若い世代の方にも植えつけていくことが大変に重要だというふうに思っております。

消防団だけではありませんけれども、あらゆる機会を通じて、普及啓発活動を進めていただきますよう、最後をお願いを申し上げまして、檀上からの私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○古川委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。